

**法第 2 条（用語の定義）建築物**

**テント工作物**

軽易なテント工作物に対する建築物扱いの要否は用途及び構造等によるものとし、次の各号に該当するものは原則として建築物として扱わない。

テント製の簡易な巻き上げ、軒出し

一時的な使用を目的としたキャンプ用テント、運動会用テント等

軽微な温室、軽微なキャスター付きテント

軽微で、かつ、開放性が高く、居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の陳列若しくは保管その他の屋内的用途に供することを目的としないもの

**ビニールハウス等**

農業用又は畜産用の用途に供するビニールハウス（畜舎及び鶏舎を除く。）で、屋根がシート状の材料でふかれているものは、建築物として扱わない。（昭和 37 年住指発第 86 号）

**農業用温室**

農業生産を目的とする農業用温室は建築物として扱わない。農業生産とは、穀物、野菜、花き、果樹、工芸作物等を生産することをいう。学校の実習用温室等のように多数の者が利用し、農業生産を目的としないものは建築物として扱う。

**浄化槽の機械室等**

浄化槽等における槽以外の部分で、扉や階段等の形態により「室」を形成している部分（機械室等）は建築物として扱う。（設備指針 P. 212）

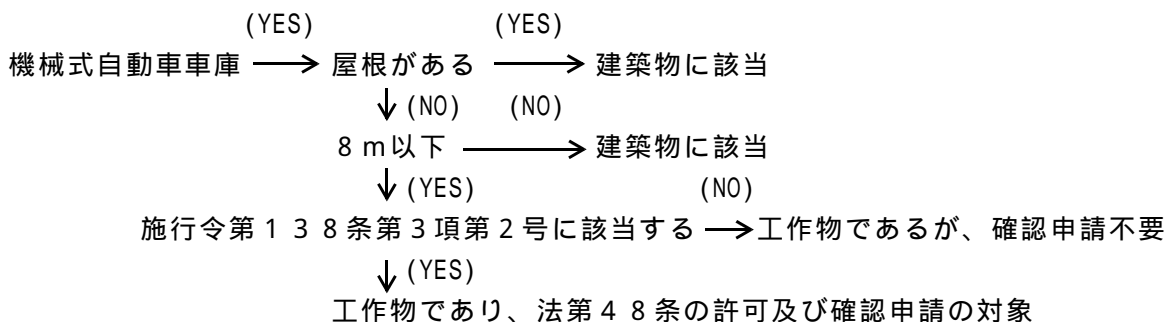
**立体自動車車庫**

建築物内に設けられる機械式自動車車庫は当然建築物であるが、屋根及び壁を有しない機械式自動車車庫で高さが 8 m を超えるものは、法第 2 条第 1 号の「高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設」に該当する建築物として扱う。

屋根及び壁を有しない高さ 8 m 以下の機械式自動車車庫は工作物であり、令第 138 条第 3 項第 2 号に該当するもののみが、確認申請及び法第 48 条の許可の対象となる。

機械式自動車車庫で床として認識することが困難なものは、駐車台数 1 台につき 15 m<sup>2</sup> として床面積を算定する。また、建築物内に設置される機械式自動車車庫は建築物の一部であるため、駐車台数 1 台につき 15 m<sup>2</sup> として床面積を計算した数値と、各階の床と同位置に床があるものとして算定した数値のうち大きいほうの数値を床面積とする。

階層が不明瞭なもの（拡がりをもった床版がないもの及び床版が可動式のもの）の階数は 1 とする。（昭和 50 年告示第 644 号、昭和 35 年住発第 368 号、昭和 59 年東住指発第 143 号、昭和 61 年住指発第 115 号）



**法第 2 条（用語の定義）ラック倉庫**

**ラック倉庫（立体自動倉庫）の取扱い基準**

第 1 階数の算定

当該部分の階は 1 とする。

第 2 床面積の合計の算定

法第 3 章（第 5 節を除く。）の規定を適用する場合の床面積の合計は、床面から当該部分の高さ 5 m 毎に床があるものとして算定する。

法第 3 章（第 5 節を除く。）以外の規定を適用する場合の床面積の合計は、当該部分の階数を 1 として算定する。

第 3 形態による構造制限

当該建築物の構造は、地盤面からの当該部分の高さ及び床面積の合計（第 2 による。）に応じて、次の表による。ただし、軒高が 10 m を超えるもので、令第 109 条の 3 第 1 項第 1 号の規定による準耐火建築物とするものにあつては、当該建築物の部分の外周にある主要構造部である柱は、耐火構造としなければならない。

		当該部分の床面積の合計 (m <sup>2</sup> )			
		500未満	500以上1,000未満	1,000以上1,500未満	1,500以上
当該部分の高さ (m)	10未満	-	耐火建築物又は準耐火建築物		
	10以上		耐火建築物又は 令第 109 条の 3 第 1 項第 1 号の規定による 準耐火建築物		
	15未満				
	15以上				

第 4 危険物の貯蔵について

当該部分に、令第 116 条第 1 項の表に規定する数量以上の危険物を貯蔵するものは、耐火建築物又は準耐火建築物（口準耐）としなければならない。また、屋根の構造については、消防機関と協議すること。

第 5 防火区画

令第 112 条第 1 項から第 4 項までの適用にあつては、当該部分は同条第 1 項第 1 号の建築物の部分とする。

当該部分の高さが 15 m を超えるものにあつては、令第 112 条第 9 項により防火区画する。

当該部分とその他の用途部分は、令第 112 条第 13 項により防火区画する。

第 6 開口部の防火措置

当該部分の外壁に設ける開口部には、防火設備を設ける。

第 7 避難施設等

当該部分には、原則として直通階段、避難階段、特別避難階段、非常用の照明装置、非常用の進入口及び非常用のエレベーターの設置を要しない。

当該部分が令第 126 条の 2 第 1 項第 4 号又は平成 12 年告示第 1436 号の規定に適合する場合は、排煙設備の設置を要しない。

---

**法第2条（用語の定義）ラック倉庫**


---

**第8 積載荷重**

当該部分の積載荷重は、積載物の種類及び各棚の充実率の実況に応じて計算する。  
各棚の充実率は、応力及び外力の種類に応じて、次の表によることができる。

応力の種類	荷重及び外力について 想定する状態	ラックの充実率 (%)	備 考
長期の応力	常時	100	
短期の応力	積雪時	100	建築物の転倒、柱の引抜等を検討する場合は、ラックの充実率を50%とすること。
	暴風時	80	
	地震時	80	

**第9 荷役運搬機械**

専ら荷役運搬の用に供する特殊な搬送施設は、法第2条第3号に該当する昇降機とはみなさない。

**第10 備考**

第2の床面積はラック部分全体の床面積を算定するものとし、スタッカークレーンの移動部分を含む。

第5の「当該部分」には原則として作業の用途に供する部分を含まないものとし、物品保管の用途に供する部分と作業の用途に供する部分は防火区画を要する。

**法第 2 条（用語の定義）特殊建築物、建築設備、居室、主要構造部**

**倉庫**

倉庫の用途に供する建築物に関する法令の規定は、納戸、物置又は倉等の名称によることなく、建築の形態により適用する。

**集会場**

次の建築物は、集会場の用途に供するものとして扱う。

研修所又は大会議室を有する「青少年勤労福祉会館」に類するもの

大会議室を有する「組合会館」に類するもの

大会議室を有する宗教団体の建築物（礼拝堂を除く。）

**別 荘**

観光地等において法人が設置する住宅（二世帯住宅を含む。）の平面計画による建築物は、別荘（住宅）又は保養所（旅館）のいずれかの用途に供するものとして扱い、その判断は次による。

建築主の名義により用途を推定しないこと。

平面計画及び規模等によること。

利用及び管理形態並びに他法令の適用の有無を勘案すること。

**動く歩道（勾配が 15 度以下で、踏面に段差を有しないエスカレーター）**

動く歩道は、踏面に段差がなく連続平面状のものをいい、踏面が全長にわたって水平のもの、勾配を有するものがあり、曲行するもの、中間で増速するものも含まれる。

**居室の扱い**

ロビー又はホール等で、待合室、休憩所など通路以外の用に供するものは居室として扱う。

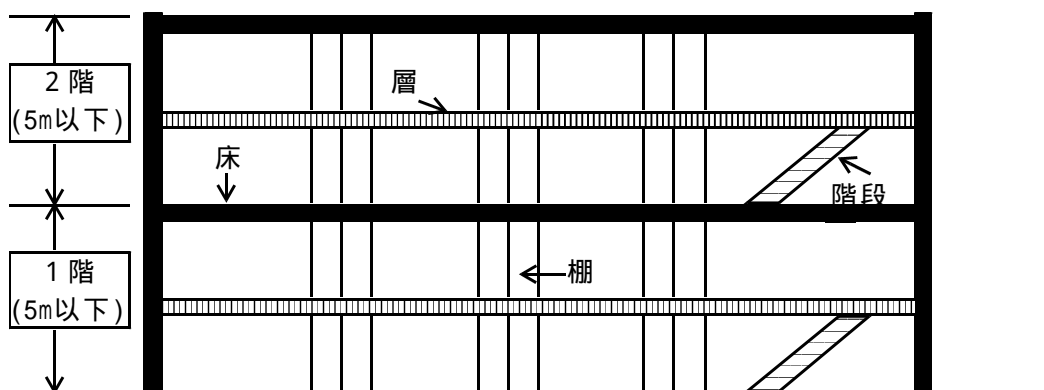
**積層式書庫の床**

図書館（学校の図書館を含む。）の屋内に設ける積層式書庫については、次の各号に該当するものに限り、その床版（層）を床として扱わない。

書架が設置される周囲の壁、柱、床、はり及び屋根は耐火構造とする。

主要構造部以外の構造部分（床版（層）、棚、階段等）は、全て不燃材料とする。

書架が設置される部分の階高は 5 m 以下とする。



---

**法第2条（用語の定義）延焼のおそれのある部分**


---

**建築物相互をつなぐ開放の渡り廊下と建築物の関係**

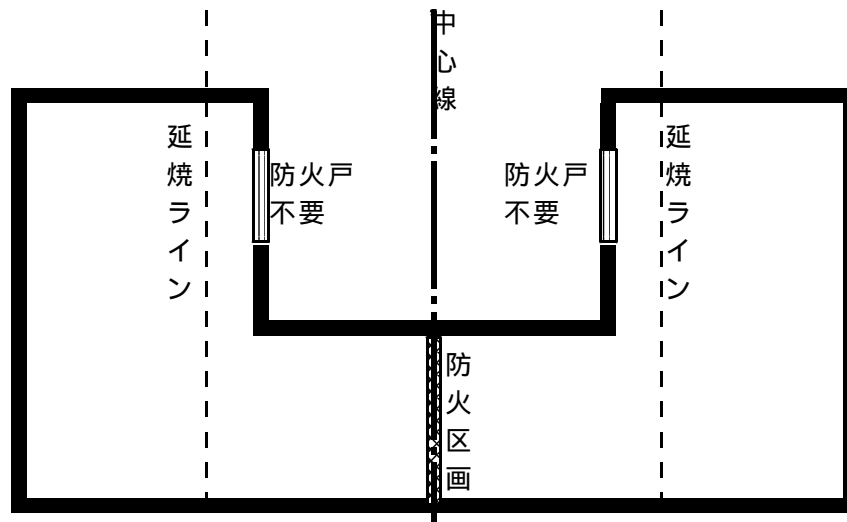
吹きさらしの渡り廊下（接続される建築物と独立した構造であり、主要構造部が不燃材料で造られたものに限る。）と、渡り廊下により接続される建築物との関係は、次による。

吹きさらしの渡り廊下は法第2条第6号ただし書の「その他これらに類するもの」として扱い、接続される建築物には延焼のおそれのある部分を生じない。

吹きさらしの渡り廊下と接続される建築物とが接する部分の出入口である開口部には、防火設備の設置を要しない。

**防火区画部分相互の延焼のおそれのある部分**

防火区画を要する建築物において、防火区画された一の部分の外壁の開口部に他の部分の外壁の開口部が対面している場合には、建築物相互の外壁の中心線からの延焼のおそれのある部分は生じないとして扱い、外壁の開口部には防火設備の設置を要しない。




---

**法第2条（用語の定義）耐火建築物、準耐火建築物**


---

**別棟増築時における既存不適格建築物の制限緩和**

耐火建築物又は準耐火建築物とすべき建築物が既存不適格により耐火建築物又は準耐火建築物となっていない場合において、別棟増築により新たな延焼のおそれのある部分が生じた部分に関しては制限は付加されない。

---

**法第3条（適用の除外）既存不適格**


---

**既存不適格建築物へのエレベーターの設置**

増築・改築・大規模な修繕若しくは大規模な模様替がない場合は、法第3条第2項の規定の適用により既存不適格建築物にエレベーターが設置できるが、当該エレベーターは、昇降路及び機械室を含めて建築基準関係規定に適合するものでなければならない。

---

**法第 6 条（確認申請）第 1 項の区分、添付図書、手数料**

---

**法第 6 条第 1 項の区分**

法第 6 条第 1 項に規定する建築物の区分等は、次による。

第 1 号建築物（増築後及び用途変更後において第 1 号建築物となるものを含む。）の区分は、敷地単位による。

ただし、法第 1 2 条においては、棟単位による。

第 2 号又は第 3 号建築物（増築後において用途的、機能的及び構造的に一体となって第 2 号又は第 3 号建築物となるものを含む。）の区分は、棟単位による。

大規模の修繕又は大規模の模様替の場合は、当該工事を行う建築物に対して第 1 号から第 4 号までの区分を適用する。

号数が重複する場合は、より数値の小さい号数を適用する。

確認申請書（建築物）第 3 面 8 . の「主要用途」は、敷地単位の用途を記載する。

**構造概要書の添付**

確認申請書に構造計算書の添付を要するものについては、別添様式による構造概要書を添付する。ただし、別添様式の内容が明記されているものであれば、他の様式でも支障ない。（p 7、8）

**型式認定浄化槽シートの添付**

浄化槽法第 1 3 条の規定による国土交通大臣の型式認定を受けた浄化槽の設置計画を含む確認申請の場合は、省令第 1 条の 3 第 1 項の表 1 の（い）の尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽の見取図（尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽の形状、構造及び大きさ）として、型式認定シートを添付する。

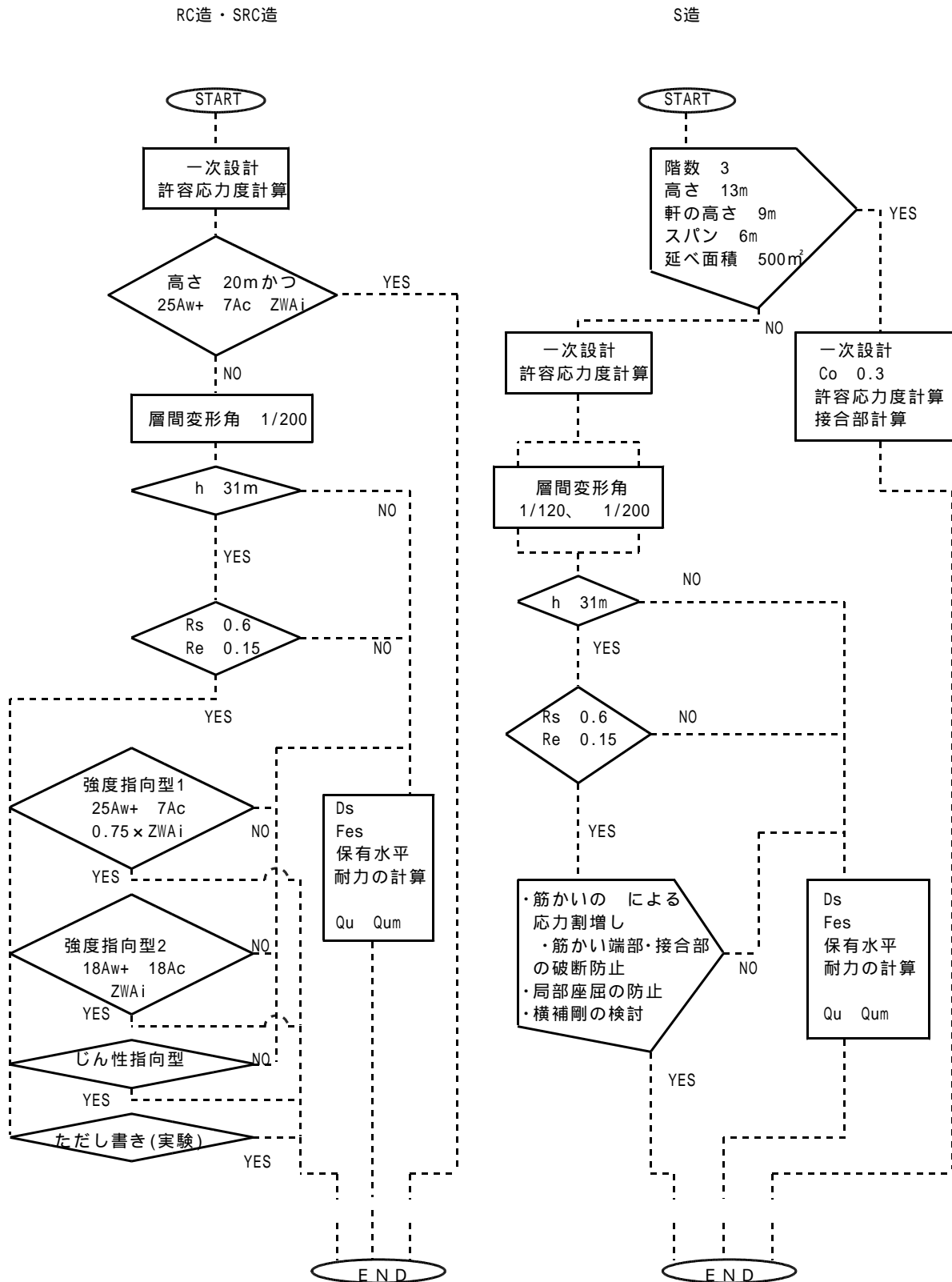
**大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更の確認申請手数料等**

大規模の修繕又は大規模の模様替の行われる建築物の確認申請手数料等の額の根拠となる床面積の合計とは、当該大規模の修繕、大規模の模様替の行われる建築物（棟別）の床面積の合計とし、その 1 / 2 に相当する欄の手数料をもって申請手数料とする。

また、用途変更をする場合は、用途変更する部分の床面積の合計の 1 / 2 に相当する欄の手数料をもって申請手数料とする。

法第6条（確認申請）添付図書（構造概要書）

建築物の構造計算方法に関する概要書



第1章 総則

法第6条（確認申請）添付図書（構造概要書）

（裏）

構造設計者	資格	( ) 建築士	( ) 登録第	号
	氏名			
	建築士事務所名	( ) 建築士事務所	( ) 知事登録第	号
	郵便番号			
	住所			
	電話番号			

建物概要	主体構造		高さ	m	軒高	m
	架構計画		外装			
	基礎		くい	Ra =		
使用材料	鉄筋	JIS 規格品 規格適合品	鋼材		ファスナー	
	コンクリート					
地震力	地域係数 Z	1.0	標準せん断力係数 Co	一次設計	二次設計	
	建築物1次固有周期 T		秒、	告示式による・精算式( ) による		
	地盤種別	第 種地盤	Tc		振動特性係数 Rt	
	地震層せん断力分布係数 Ai の算出方法	告示式による・精算式( ) による				
壁等の扱い	耐力壁の評価	略算	基準柱に対する比(単位面積当たり) n = (1階) (最上階)			
		精算	による			
	残壁の評価 (腰壁 たれ壁を含む そで壁)					
一次設計	鉄骨ブレースの水平力分担率		応力割増率			
	応力	手計算・コンピューター( )				
	計算法	鉛直時	法	水平時	法	
二次設計	水平力によるせん断力割増率		ねじれ補正	有・無		
	$n = (Q_s - Q_L) / Q_K$					
	構造特性係数 Ds		形状係数 Fes			
	終局強度計算法	略算(国指針)・精算( )				
保有耐力計算法	略算	節点ふりわけ法(モーメント分割: )				
		仮想仕事法(外力分布: )				
軸力の変化の考慮	精算	( )				
構造計算に対する所見						

- 注) ・(表)フローチャートはX、Y方向の区別をして採用したフローを明示すること。  
 ・(裏)該当する項目がない場合は「/」とすること。  
 ・枠の中に選択肢がある場合は一方を で囲み、( )内に必要事項を記入すること。



---

**法第 6 条（確認申請）擁壁**

---

**異種構造、階段等で分断されている擁壁**

擁壁の確認申請に係る申請件数及び申請手数料については、次のとおり扱う。

高さ 2 m を超える擁壁（連続した擁壁でその中間等に高さ 2 m 以下の擁壁が存在する場合を含む。）の中間に専ら擁壁以外の用途に供する部分が存する場合は、当該部分により擁壁が分断され、別の擁壁が存在するものとして扱う。

異なる構法及び構造による擁壁が接し、又は連続している場合は、そのことにより別の擁壁にはならず、一体のものとして扱う。

---

**法第 6 条（確認申請）変更確認**

---

**型式認定浄化槽の機種変更**

浄化槽法第 1 3 条の規定による国土交通大臣の型式認定を受けた浄化槽の設置において、構造及び人員等の変更を伴わない機種変更の場合は、変更確認申請の手続きを要しない。  
なお、計画変更届等の手続きの要否については、各特定行政庁の取扱いによる。

**変更確認制度の運用**

変更確認申請の運用については平成 1 1 年住指発第 2 0 2 号の建設省建築指導課長通達中の「計画変更床面積算定準則」（以下「準則」という。）に示されたが、同日付け住宅局長通達第 8 の 1 に建築主に無用の負担を強いることのないよう適切な運用を図る旨の記述があること及び変更される部位の床面積の特定を個々に行うのは極めて困難であって運用上の問題があることから、床面積の算定等を次のとおり扱う。ただし、全面的な計画の変更（主要用途の変更、構造種別の変更、規模・形態の著しい変更など建築計画について確認を受けたものとの連続性がないもの。）は、変更確認ではなく確認の取り直し（新規申請）が必要であることに留意する。

1．変更部分の床面積の算定（別表 1 参照）

準則第 1 の第 1 項に規定する変更事項のうち第 1 号の道路幅員、接道長、敷地面積、敷地境界、建築物の位置の変更については、変更事項の審査内容と建築面積との関係が薄いこと及び審査事項も限定されること、第 9 号の開口部、第 1 2 号の斜材及び第 1 3 号の建築設備に関する変更については、面積算定が困難で、かつ、繁雑になること及び変更部分が相対的に小規模であり審査事項が限定されることから、これらの変更については、準則第 1 の第 2 項に該当するものとして取り扱う。

屋根、壁、天井等の仕上げ材（下地材の変更を伴わないものに限る。）のみの変更は、3 0 m<sup>2</sup>以下で算定する。

準則第 1 の第 1 項第 1 3 号の建築設備の変更のうち浄化槽の変更（処理対象人員の増減を含む。）で、当該浄化槽が浄化槽法第 1 3 条の規定による国土交通大臣の型式認定を受けたもの場合は、変更確認申請は要せず変更届により処理する。

なお、構造、処理対象人員等の変更がない単なる浄化槽の変更は、変更手続を要しないものとして取り扱う。

前記 から まで以外の変更については、準則に従って算定する。

2．変更確認及び変更届が必要な変更

変更確認及び変更届が必要となる場合とは、確認申請図書に明示又は記載の必要な事項を変更する場合をいう。

例： 法第 6 条の 3 の規定による特例扱いの住宅等の構造耐力上主要な壁の変更は、変更確認等の必要はない。

3．複合的な変更について

計画の変更に準則の第 1 の第 1 項各号（第 1 号、第 9 号、第 1 2 号及び第 1 3 号の変更を除く。）に掲げる変更が複数ある場合の面積算定は、次による。

一の変更につき複数の変更項目がある場合は、それらの変更面積のうち最大のものによる。

例： 建築物の高さの変更する場合は、高さの変更（変更する部分の床面積）、屋根の変更（変更する部分の水平投影面積）、小屋組の変更（変更する小屋組に囲まれた部分の水平投影面積）、柱の変更（荷重負担面積）のうち、面積が最大のもの  
変更箇所が異なるものについてはそれぞれの対象面積を加算するものとし、その面積の

---

**法第6条（確認申請）変更確認**


---

合計は、準則第2により、従前の計画の床面積の合計が上限となる。なお、「30㎡以下」とした変更項目の加算面積は、面積算定上は「0㎡」とする。

例：	敷地面積の変更 + 建築物の位置の変更	$0\text{ m}^2 + 0\text{ m}^2 = 0\text{ m}^2$	5千円
	床面積A㎡増加の変更 + 浄化槽の変更	$A\text{ m}^2 + 0\text{ m}^2 = A\text{ m}^2$	円

## 4．変更確認を必要としない範囲

建築基準法施行規則（以下、「施行規則」という。）第3条の2に規定する軽微な変更該当しないもので計画の変更が軽微であるか、又は施工誤差等の範囲に当たる次に掲げる変更については、変更確認申請を必要としない。

長さ及び高さの変更に関しては、0.5m以内のもの

面積に関する変更については、10㎡以内のもの（防火地域及び準防火地域内の建築物の床面積の場合は、1㎡以内）

（注）変更項目において算定された面積をいい、手数料額算定の面積ではない。

## 5．軽微な変更について（施行規則第3条の2）

施行規則第3条の2第1項の各号に該当する計画の変更は、変更確認申請の必要はないが、計画変更の適法性について把握する必要があることから、計画変更届が必要である。

なお、別表2の参考1に掲げる例のように、施行規則第3条の2第1項ただし書の建築基準関係規定に係る変更は、軽微な変更にあらず変更確認申請を要することになるので留意する。

## 6．建築主等の変更

建築主、工事監理者又は工事施工者等の変更など確認申請書の記載事項について変更する場合は、記載事項変更届の提出が必要である。

## 参考

別表1「変更確認と変更届の関係」

別表2「軽微な変更と当該項目に係わる変更との関係」

別表3「確認申請書記載事項に係る変更確認及び変更届の取扱い」

別表4「壁の変更の場合の変更確認申請手数料額算定表」

別表 1

## 変更確認と変更届との関係

準則 各号	変更項目	変更確認	
		手数料	算定面積
1	道路の幅員	30㎡以下	
	接道長	"	
	敷地面積	"	
	敷地境界線	"	
	建築物の位置	"	
2	建築面積	変更する部分の面積 × 1/2	
3	高さ	変更する部分の床面積 × 1/2	
	階数	変更する階の床面積 × 1/2	
4	床	変更する部分の面積 × 1/2	
5	階段	変更する部分の水平投影面積 × 1/2	
6	柱、はり、桁	荷重を負担する部分の面積 × 1/2	
7	壁	変更に係る室の面積及び変更する壁の長さに応じ、別表4に定める面積	
8	屋根、軒、軒裏庇、天井	変更する部分の水平投影面積 × 1/2	
9	開口部	30㎡以下	
10	土台、基礎、基礎杭	土台、布基礎は壁に準ずる その他の基礎又は基礎杭は柱に準ずる	
11	小屋組	変更する小屋組に囲まれた部分の水平投影面積 × 1/2	
12	斜材	30㎡以下	
13	建築設備	30㎡以下	

## その他の変更

条文	変更事項	変更確認 算定面積又は手数料額	
	用途	変更する部分の床面積 × 1/2	
法第87条の2	設備	5千円	
法第88条1項	工作物	4千円	
2項	工作物	4千円	
	床面積の増加	増加する部分の床面積	
準則第1第2項	その他	30㎡以下	

注1) 屋根、壁、天井等の仕上げ材料のみの変更は、30㎡以下で算定

注2) 変更確認及び変更届の必要な場合とは、確認申請図書に記載の必要な箇所を変更する場合をいう。

例：法第6の3の規定による特例扱いの住宅等の構造上主要な壁を変更しても変更確認等は必要がない。

注3) 変更の内容が軽微と認められる次の範囲の変更は、変更確認は不要とする。

長さの変更及び高さの変更に関しては、0.5m以内の変更

面積に関する変更については、10㎡以内の変更（防火、準防火地域内の建築物の床面積の場合は、1㎡以内）（変更項目において算定された面積をいい、手数料額算定の面積ではない。）

別表 2

## 軽微な変更と当該項目に係わる変更確認との関係

## 施行規則第3条の2

規則	変更確認不要	変更確認要 (建築基準関係規定に抵触する場合を含む)		備考
第1項 建築物		変更内容	手数料額	
1号	道路の幅員が拡大する変更	縮小変更(規定に係る拡大を含む)	30㎡以下	都計内
	接道長が2m以上となる変更	縮小変更(規定に係る拡大を含む)	〃	都計内
2号	敷地面積が増加する変更 (減少部分がないこと)	縮小変更(規定に係る拡大を含む)	〃	
3号	建築物の高さが低くなる変更	高くなる変更(規定に係る低下を含む)	変更する部分の面積×1/2	
4号	階数が減少する変更	階数が増加する変更(規定に係る低下含む)	〃	
5号	建築面積が減少する変更	建築面積拡大する変更 (規定に係る減少含む)	〃	
6号	床面積が減少する変更 ただし、イから口を除く イ 延べ面積が増加する変更 口 容積率の最低限度が定められている区域内の変更	床面積が増加する変更 (規定に係る減少含む) イ、口の変更	増加する部分の床面積	
7号	類似の用途間の変更 (施行令第137条の9の2)	類似間でない用途の変更 (規定に係る類似間の変更含む)	変更する部分の面積×1/2	
8号	井戸、浄化槽の位置の変更	規定に係る位置の変更	30㎡以下	
9号	間仕切り壁の変更(主要構造、防火上主要な壁を除く)	主要構造部分の壁 防火上主要な壁 規定に係る変更	変更に係る室の面積及び変更する壁の長さに応じ別表4による面積	
10号	申請書第四面 屋根(11欄)、外壁(12欄)、軒裏(13欄)に記載する事項、図面、室内仕上げ表の材料、構造グレードが同じ又は上がる変更	材料、構造レベルの下がる変更	水平投影面積×1/2 仕上材のみは30㎡以下	
11号	開口部の位置及び大きさの変更 ただし、イからニまでを除く イ 採光、換気の有効面積が減少する変更 ロ 外壁の延焼の恐れのある部分の開口部の変更(耐火、準耐火建築物、防火・準防火地域内の耐火・準耐火建築物以外のもの) ハ 廊下、避難階段及び出入口に係る変更で次の変更 居室から避難階段又は階段から屋外への出入口までの距離が長くなるもの 屋内外に設ける避難階段又は特別避難階段の開口部の変更 ニ 非常用進入口の間隔、幅、高さ及び下端の床面からの高さ、バルコニーの開口部の規定の範囲を超える変更	規定に係る位置、大きさ等の変更 イ～ニの変更	30㎡以下	
12号	天井の高さが2.1mを下回らない変更	下回る変更	水平投影面積×1/2	

規則	変更確認不要	変更確認要(建築基準関係規定抵触する場合を含む)	
第2項 昇降機(第87条の2第1項)		変更内容	手数料額
	構造詳細図及び同表の昇降機以外の建築設備の構造又は材料において、耐火構造又は不燃材料を他の耐火構造又は不燃材料とするもの	耐火構造又は不燃材としない変更	5千円
第3項 工作物(第88条第1項)			
1号	工作物の位置の変更	規定に係わる位置の変更 不燃材以外に変更	4千円
2号	不燃材料を他の不燃材料に変更		
第4項 工作物(第88条第2項)			
1号	築造面積が減少する変更	築造面積が増加する変更 高さが高くなる変更	4千円
2号	高さが減少する変更		

参考1

規則第3条の2第1項各号及び第2～4項の事項で建築基準関係規定に係るものの例

3号	建築物の高さが低くなる変更	短柱による構造規定
6号	床面積が減少する変更	荷重の変化による構造規定
8号	井戸、浄化槽の位置の変更	汲み取り便所との関係
9号	間仕切り壁の変更(主要構造部、防火上主要な壁を除く)	避難、排煙、採光、非常用照明等
12号	天井の高さが2.1m又は3mを下回らない変更	排煙、非常用照明等
3項	工作物の位置の変更	擁壁と背面及び基礎地盤との関係 屋外広告物と屋外広告物条例との関係

## 別表 3

## 確認申請書記載事項に係る変更確認及び変更届の取扱い

：変更確認 ×：変更届

	欄	項目	変更確認 の要否	備考 1
第一面 確認申請書		申請者氏名	×	記載事項変更届要(2)
		設計者氏名	×	"
第二面 建築主等 の概要	1	建築主	×	記載事項変更届要(2)
	2	代理人	×	"
	3	設計者	×	"
	4	建築設備に関して 意見を聞いた者	×	"
	5	工事監理者	×	"
	6	工事施工者	×	"
	7	備考	×	"
第三面 建築物及び 敷地に関する 事項	1	地名地番	×	記載事項変更届要(2)
	2	住居表示	×	"
	3	都市計画区域の 内外の別等	×	"
	4	防火地域等	×	"
	5	その他の区域、地域 地区、街区	×	"
	6	道路		道路幅員が拡大する場合、変更確認不要計画変更届要(3)
	7	敷地面積		面積が増加する変更は、変更確認不要(条件付)(3)
	8	主要用途		類似の用途間は、変更確認不要(3)
	9	工事種別		
	10	建築面積		面積が減少する変更は、変更確認不要(3)
	11	延べ面積		床面積が減少する変更は、変更確認不要(条件付)(3)
	12	建築物の数		
	13	建築物の高さ等 最高の高さ 階数 構造		高さが低くなる変更は、変更確認不要(3) 階数が低くなる変更は、変更確認不要(3)
	14	許可・認定等	×	記載事項変更届要
	15	工事予定年月日	×	"
	16	工事予定年月日	×	"
	17	指定特定工程工事 終了予定年月日	×	"
	18	その他必要な事項	×	"
	19	備考	×	"

1 備考欄は、建築基準関係規定に係わらない範囲の変更

2 記載事項変更届(各特定行政庁の規則等で定める届出書)

3 計画変更届(各特定行政庁の規則等で定める届出書)

	欄	項目	変更確認 の要否	備考	
第四面 建築物概要	1	番号	×	記載事項変更届要 ( 2 )	
	2	用途		類似の用途間は、変更確認不要 計画変更届要 ( 3 )	
	3	工事種別			
	4	構造			
	5	耐火建築物			
	6	階数		階数が減少する変更は、変更確認不要 計画変更届要 ( 3 )	
	7	高さ		高さが低くなる変更は、変更確認不要 ( 3 )	
	8	建築設備の種類			
	9	確認の特例			
			6条の3第1項の特例の有無	×	記載事項変更届要 ( 2 )
			令第13条の2の区分	×	"
	10	階別床面積			
	11	屋根			規則3条の2第10号範囲 変更確認不要 計画変更届要 ( 3 )
	12	外壁			" ( 3 )
	13	軒裏			" ( 3 )
	14	居室の床の高さ			
	15	便所の種類			
16	その他必要な事項	×		記載事項変更届要 ( 2 )	
17	備考	×		"	
第五面 階別概要	1	番号	×	記載事項変更届要 ( 2 )	
	2	階	×	"	
	3	柱の小径			
	4	横架材間の垂直距離			
	5	階の高さ			
	6	居室の天井の高さ			
	7	用途別床面積			
	8	その他必要な事項	×	記載事項変更届要 ( 2 )	
	9	備考	×	"	

- 1 備考欄は、建築基準関係規定に係わらない範囲の変更
- 2 記載事項変更届（各特定行政庁が規則等で定める届出書）
- 3 計画変更届（各特定行政庁が規則等で定める届出書）



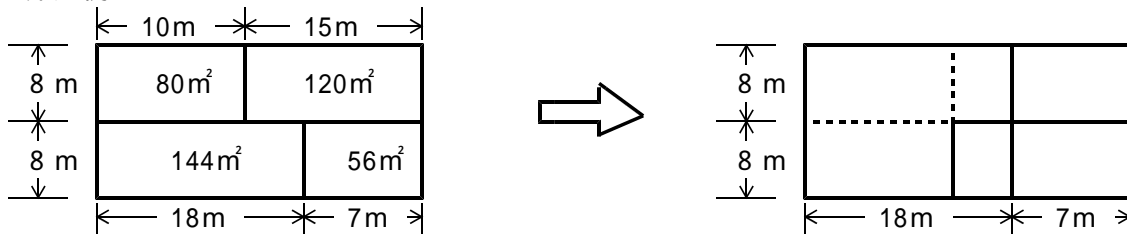
別表 4

壁の変更の場合の変更確認申請手数料額算定表

変更に係わる 室の床面積 ( $S \text{ m}^2$ )	変更する壁の 全長さ $L \text{ m}$	手数料 額	加算する場合の 面積
300 $\text{m}^2$ 以下	60m以下	5千円	0 $\text{m}^2$
	60m超 250m以下	9千円	60 $\text{m}^2$
	250m超	14千円	200 $\text{m}^2$
300 $\text{m}^2$ 超 ~ 500 $\text{m}^2$ 以下	20m以下	5千円	0 $\text{m}^2$
	20m超 150m以下	9千円	60 $\text{m}^2$
	150m超	14千円	200 $\text{m}^2$
500 $\text{m}^2$ 超	15m以下	5千円	0 $\text{m}^2$
	15m超 60m以下	9千円	60 $\text{m}^2$
	60m超 400m以下	14千円	200 $\text{m}^2$
	400m超	19千円	400 $\text{m}^2$

変更壁長 ( $L \text{ m}$ ) は、変更前の壁のうちで変更する壁の長さとする。

算定例：



変更部分の室面積  $S = 80 + 120 + 144 = 344 \text{ m}^2$

300 $\text{m}^2$ 超 ~ 500 $\text{m}^2$ 以下

変更する壁の長さ  $L = 10 + 8 = 18 \text{ m}$

20m以下

手数料額 = 5,000円

加算する場合の面積 = 0 $\text{m}^2$

**法第 7 条の 6 (仮使用の承認)**

**増築における仮使用の承認手続きの必要の有無**

増築工事中又は既存建築物の改修工事中の既存部分の使用において、次に該当する場合は仮使用の承認を受けなければならない。

凡例 避難施設：令第 1 3 条の 3 各号に規定する避難施設等  
 ————：令第 1 1 7 条第 2 項による区画

既存部分 (適格)	増築部分 (避難施設工事を 含む)
--------------	-------------------------

既存部分 (避難施設に ついて不適格)	増築部分 (避難施設工事を 含む)
---------------------------	-------------------------

既存部分 (避難施設に ついて不適格)	増築部分 (避難施設工事を 含む)
---------------------------	-------------------------

既存部分 (避難施設に ついて不適格)	増築部分 (避難施設工事を 含まない)
---------------------------	---------------------------

既存部分 (避難施設に ついて不適格)	増築部分 (避難施設工事を 含まない)
---------------------------	---------------------------

**昇降機を含む建築物の仮使用承認**

建築工事と昇降機設置工事が同時に行われる建築物の部分の仮使用において、当該仮使用部分に昇降機が含まれ、その昇降機を併せて仮使用する場合は、昇降機の仮使用を含めた建築物の仮使用承認申請をすることとし、昇降機の仮使用承認申請は要しない。

**法第 1 2 条 (定期報告)**

**公社等の所有する昇降機の定期検査報告**

地方住宅供給公社等のように、その設立根拠法令により法第 1 8 条の適用について国、都道府県又は建築主事を置く市町村とみなされる者が所有する昇降機等については、法第 1 2 条第 3 項の規定による昇降機等の定期検査及び報告の義務がある。(法第 1 2 条に関してはみなし規定はない。)